

長野県告示第411号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下高井郡山ノ内町大字佐野字北原1207の2、1207の6、1207の11、1207の12

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び山ノ内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県公安委員会告示第29号

平成6年長野県公安委員会告示第9号(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項の規定により、自転車の防犯登録を行う者)の一部を次のように改正する。

平成25年7月25日

長野県公安委員会委員長 山浦 悅子

表中 「**社団法人長野県防犯協会連合会**」を

「**公益社団法人長野県防犯協会連合会**」に改める。

生活安全企画課

長野県公安委員会告示第30号

風俗環境浄化協会に関する規則(昭和60年国家公安委員会規則第3号)第3条第1項の規定により、長野県風俗環境浄化協会として指定を受けた者から、次のとおり名称の変更の届出がありました。

平成25年7月25日

長野県公安委員会委員長 山浦 悅子

- 1 名称の変更

変更後 公益社団法人長野県防犯協会連合会

変更前 社団法人長野県防犯協会連合会

- 2 変更年月日

平成25年4月1日

生活安全企画課

長野県監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年7月25日

長野県監査委員

吉澤直亮

田口敏子

上野紘志

向山公人

- 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
倉田滋	松本市沢村二丁目3番40-501号
小宮山雅敏	東京都荒川区西尾久一丁目14番12号
土屋紗喜子	東京都目黒区八雲五丁目4番7号

- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成25年7月16日から平成26年3月31日まで

監査委員事務局

**公告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日

平成25年7月12日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人響ついで長野市民フェスティバル

- 3 代表者の氏名

宮澤博

- 4 主たる事務所の所在地

長野市栗田202番地10 リーベ若里101

- 5 定款に記載された目的

この法人は、市民をはじめとするすべての人を対象に、文化芸術を通じて交流を促し、文化力あふれるまちづくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人まちの縁側ながら

3 代表者の氏名

齋藤 百合子

4 主たる事務所の所在地

北佐久郡御代田町大字御代田2670番地67

5 定款に記載された目的

この法人は、住み慣れた土地で、お互いに助け合い支えあって、健やかな生活を実現すること、乳児から高齢者まで、障がいの有無を問わずいつでも、だれでも、はっとする居場所で世代交流を図ること、これを通じて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ここから

3 代表者の氏名

荻原 悅子

4 主たる事務所の所在地

飯山市大字飯山1166番地6号

5 定款に記載された目的

この法人は、主に精神の障害や病気を持っている人達が、自立生活を営む、日中活動と共同生活支援運営事業を行い、よって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人長野県就労支援事業者機構

3 代表者の氏名

林 泰章

4 主たる事務所の所在地

長野市新諏訪一丁目1番8号

5 定款に記載された目的

本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月16日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人諏訪圏ものづくり推進機構

3 代表者の氏名

草間 三郎

4 主たる事務所の所在地

諏訪市小和田南14番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、主に諏訪地域の製造業が、世界のS U W A ブランドとして発展するよう、展示会の開催、人材育成、産学交流、コーディネート事業などを行い、行政と協働して諏訪地域のものづくりの活性化に貢献していくことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月17日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北相木りんねの森

3 代表者の氏名

松橋和彦

4 主たる事務所の所在地

南佐久郡北相木村3395番地1

5 定款に記載された目的

この法人は、自然と人間が共生する空間としての里山生態系を回復し、地域住民に対して里山の多面的利用の促進を図ることにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やじろべー

3 代表者の氏名

中澤純一

4 主たる事務所の所在地

上田市常磐城一丁目6番13号

5 定款に記載された目的

この法人は、在宅介護においての痴呆高齢者と介護をする家族とのより良い関係づくりを支援し、人による地域相互のケアが在宅ケアの促進に繋がっていくことを、また高齢者の住みやすい環境づくりがより安心したケアにつながっていくことを通じて地域福祉の向上に寄与していくことを目的とする。

また、各高齢者施設においてケアマネジメントをしていく上で、接近困難ケースなどのアドバイス・相談援助活動を行い、各相談員及び、介護支援専門員等に在宅での痴呆高齢者ケアに関する相談・アドバイスをしていく事を目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成25年7月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人森のライフスタイル研究所

3 代表者の氏名

竹垣英信

4 主たる事務所の所在地

伊那市荒井区通り町1番地22 通り町第一ビルB1F 市民ひろば内

5 定款に記載された目的

この法人は、より多くの人々に対して、建材からエネルギーまでを含めた森林資源の総合利用、特に木質バイオマスの利用拡大による二酸化炭素の排出抑制対策に関する普及・啓発事業及びこれに関連する事業を行ない、地球温暖化防止と森林再生とが両立する持続可能な地域社会の構築を促していくとともに、スローなライフへの変革や地域経営の活性化、地域産業振興に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

須坂都市計画下水道 小布施町公共下水道

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県環境部生活排水課、小布施町地域創生部門建設水道グループ

生活排水課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月25日

長野県知事 阿部守一

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成25年度公共事業労務費調査（10月調査）業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成26年1月24日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 過去に同種の業務を履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県建設部建設政策課技術管理室

電話 026（235）7323

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月26日（月）午前10時

イ 場所 長野県庁 議会棟403号会議室

(3) 郵送入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月19日（月）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年8月23日（金）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

建設政策課技術管理室

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月25日

長野県上伊那地方事務所長 青木一男

1 (1) 許可番号 平成25年5月16日

長野県上伊那地方事務所指令25上伊地建第16-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡箕輪町大字東箕輪字堰下3229、3230-4、3230-5、3234-5、3234-6、3234-8、3234-13、3234-14、3236-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

上伊那郡箕輪町大字中箕輪10298

箕輪町長 平澤豊満

2 (1) 許可番号 平成25年6月27日

長野県上伊那地方事務所指令25上伊地建第16-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上伊那郡辰野町大字伊那富字大原9498-1、9498-2、9500-1、9501-1、9502-1、9502-2、9503-1、9503-2、9503-5、9498-2の先、上伊那郡箕輪町大字中箕輪字北原1028-3

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

塩尻市宗賀1298-92

社会福祉法人平成会 理事長 小松弘

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月25日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

1 許可番号 平成25年3月18日

長野県松本地方事務所指令24松地建第22-7号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

安曇野市豊科田沢7039-60、7040-2、7040-77

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市宮田23-1

長野ローズ株式会社 代表取締役 望月由人

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年7月25日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

1 許可番号 平成25年5月27日

長野県指令24建指第28-28号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字沼目字南沖459-7、460-10

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字沼目465-1

有限会社長張靴下 代表取締役 長張光洋

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年7月25日

長野県佐久建設事務所長 石井杉男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

ダムの取水及び放流設備保守点検業務

(2) 役務の特質

入札説明書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年11月29日まで

(4) 履行場所

南佐久郡佐久穂町 古谷ダム

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が

A、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去5年以内にダムの取水及び放流設備の設置工事又は保守点検業務の履行実績を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

佐久市臼田2015

長野県佐久建設事務所 総務課

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成25年8月8日（木）午後1時30分

イ 場所 長野県佐久建設事務所 第1会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年8月1日（木）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、平成25年8月7日（水）までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

河川課